

令和2年5月27日

第1～3学年 学生各位

学生主事 山吹 巧一

田辺市高等学校等通学（下宿・寮）費助成金について

このことについて別紙のとおり田辺市教育委員会より案内がありました。

本助成金の申請については、直接保護者が申請することとなっています。

申請書等は田辺市ホームページ

<http://www.city.tanabe.lg.jp/kyouiku/tsuugakuhitoujoseikin.html>

にてダウンロードできます。

問合せ先については、

田辺市教育委員会教育総務課（TEL：0739-26-9941）

龍神教育事務所（TEL：0739-78-0301）

中辺路教育事務所（TEL：0739-64-0504）

大塔教育事務所（TEL：0739-48-0212）

本宮教育事務所（TEL：0735-42-1164）

となっています。

【申請期間：令和2年6月10日（水）～令和2年7月30日（木）】

令和2年度

田辺市高等学校等通学(下宿・寮)費助成金のご案内

田辺市教育委員会では、下記の方を対象に、高等学校等（修業年限が2年以上の学校）への通学及び下宿（寮）に要する経費の一部を助成しています。

●対象者

次の（1）～（5）すべてに当てはまる保護者の方が対象となります。

- （1）田辺市に居住し、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- （2）扶養家族で助成金の対象となる満20歳以下の高校生等の通学費又は下宿費・寮費を月額12,000円以上（寮費の場合は食費を含む。）負担していること。
- （3）御坊市以南の高等学校等に公共交通機関を利用して通学し、又は下宿（入寮）する高校生等（入学した日から3年以内であること）の保護者であること。
- （4）市税（国民健康保険税を含む。）を完納していること。

ただし、令和2年2月以降の納期限に係る滞納分で、市税務課で地方税の徴収の猶予を受けている場合は、この限りではありません。

- （5）保護者の年間所得が、下記の基準金額以下であること。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1カ月以上）の年間世帯所得（見込）が、基準額以下である場合も認めるものとします。

世帯人数	保護者の所得金額
2人	2,670,000円
3人	3,630,000円
4人	4,520,000円
5人	5,380,000円
6人	6,240,000円
7人	7,110,000円

※世帯人数が7人を超える場合は、1人増すごとに87万円を世帯人数7人の基準金額に加算する。

（裏面に続きます）

●助成金額

1. 通学費の場合【上限…月額 10,000 円・年間 10 ヶ月分】

$$\text{月額交通費} \times \frac{1}{3}$$

2. 下宿費（寮費）の場合【上限…月額 5,000 円・年間 10 ヶ月分】

$$(\text{月額下宿費又は寮費} - \text{食費相当分}) \times \frac{1}{3}$$

※ 1・2とも限度額に満たない場合の端数処理は、月額ごと円未満切捨てとします。

●申請方法

「**田辺市高等学校等通学（下宿・寮）費助成金交付申請書**」（下記のお問合せ先又は田辺市ホームページにて入手できます。）に必要事項を記入の上、下記まで申請してください。

なお、添付書類として、次の（１）～（４）が必要ですので、あわせて提出してください。

（１） **在学証明書…（学校で発行してもらってください。）**

（２） **令和２年度課税・所得証明書【令和元年中の所得が記載されているもの】、及び新型コロナウイルス感染症の影響で、所得が減少している場合は、所得が減少したことを証明するもの**

（３） **市税完納証明書**

※市税務課で地方税の徴収の猶予を受けている場合は、徴収猶予許可通知書のコピーを添付して下さい。

（４） **下宿（入寮）証明書【下宿（寮）費申請の方のみ】**

※（２）の収入が減少したことを証明するもの

- ・令和２年２月以降で所得が減少した月（１カ月以上）の給与明細・帳簿等
- ・減少した所得が証明するものがない方は別紙の所得見込額申告書
- ・給与収入の場合は給与支給（見込）証明書

※（２）・（３）については、保護者の人数分必要です。所得がない方についても、０円の所得証明書が必要で

※（２）・（３）は、田辺市役所本庁舎２階・各行政局・各連絡所の窓口にて発行しています。

税務証明等の交付申請は、申請者（窓口へ来られる方）の本人確認ができるもの（運転免許証・健康保険証等本人を証明するもの）が必要です。（代理人の場合は委任状が必要です。）

※通学費・下宿費・寮費助成は、いずれか１つしか受給できませんのでご注意ください。

●申請期間

令和２年６月１０日（水）～令和２年７月３０日（木）

※申請期間が近づきましたら、広報田辺及び田辺市ホームページ等でお知らせする予定です。

●助成金の支給について

1. 審査の結果、支給要件を満たしている場合は認定通知書を送付します。
2. 助成金の支給にあたり、通学定期券のコピーや下宿（寮）費領収書等を提出していただきます。
4月以降に購入した定期券等が対象となりますので、コピーや領収書について、提出時期（前期は9月ごろ、後期は2月～3月ごろ）まで大切に保管しておいてください。
3. 助成金は、前期・後期に分けて年2回支給します。定期券のコピーや下宿（寮）費領収書等は、前期は4月から9月までの分を、後期は10月から3月までの分を提出してください。
4. 新型コロナウイルス感染症の影響で、8月中の支給（予定）を望まれる場合は、令和2年6月30日（火）までに「交付申請書」に「添付書類」と「領収書」を添えてご提出ください。
5. 新型コロナウイルス感染症の影響で、所得が減少したことに伴う認定分については、4月から9月までの半年間とします。
なお、10月から翌年3月までの分を延長する場合には、9月中に再度所得要件を確認し、決定することになります。

●お問合せ先

お問合せ先及び申請先	電話番号
田辺市教育委員会教育総務課 (田辺市民総合センター3階)	0739-26-9941
龍神教育事務所	0739-78-0301
中辺路教育事務所	0739-64-0504
大塔教育事務所	0739-48-0212
本宮教育事務所	0735-42-1164

※申請書等については、田辺市ホームページでもダウンロードできます。

田辺市ホームページ【<http://www.city.tanabe.lg.jp/>】→ライフイベントからさがす【入園・入学】
→その他【高等学校等通学費等助成金】